山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、家庭から発生する食品ロスの削減に有効な手段であるフードドライブの普及 促進を図るため、県内4地域で行うフードドライブの実施に要する経費に対し、予算の範囲 内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年 山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるとこ ろによる。

(補助金交付の対象)

- 第2条 この補助金の対象者は次の各号に掲げる条件を満たす、県内の非営利活動法人(以下「補助事業者」という。)とする。
 - (1) フードバンク活動を行う法人であること。
 - (2) フードドライブを経て集めた食品を、困窮する家庭等に配布するシステムを構築していると認められる法人であること。

(補助金の交付の対象となる経費、補助額及び補助率)

第3条 第1条に規定する事業(以下「補助事業」という。)及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、県が交付する他の補助金の対象となる事業は、対象としない。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律 第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額 に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額 の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければ ならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについ ては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、 補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知 書(第2号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、

次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更承認申請書(第3号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、事前に事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等 仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る 消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の 条件を付して交付決定を行うものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第5号様式) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5年間、整備保管しておかなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して

- 1か月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い 期日までに、実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等係る仕 入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければなら ない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に 応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及 びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべ き補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(第7号様式)により当該補助事業者に通 知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超え る補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第12条 知事は第6条第1項第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に 掲げる場合には、第5条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助 金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるもの とする。

(補助金の交付)

- 第13条 この補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払いと する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額 が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第9号様式)に より速やかに、知事に報告しなければならない。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もなおその効力を有する。

(別表) 補助対象経費

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
フードドライブ	1 人件費(アルバイト代、	当該経費の	1 補助対象経費の各費
促進強化事業	諸手当、社会保険料等)	10分の	目間において、いずれ
	2 需用費(印刷製本費等)	10以内	か低い額の20%以内
	3 役務費(広告掲載費等)		を増減させる場合
	4 使用料及び賃借料(車両		2 補助事業の目的の達
	・会場・倉庫借上費等)		成に支障をきたさない
	5 その他知事が必要と認め		事業計画の細部の変更
	る経費		であって、交付決定を
			受けた補助金の額の増
			額を伴わない場合。

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名
 ⑩

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付申請書

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 補助金交付申請額 ______円
 補助事業の目的及び内容
- 3 添付書類
- (1) 申請額算出内訳書(様式第1号の2)
- (2) 事業計画書(第1号様式の3)
- (3) 収支予算書(第1号様式の4)
- (4) その他必要な書類

申請額算出内訳書

(単位:円)

総 事 業 費 A	収 入 額 B	差 引 額 (A-B) C	補助基準額D	県 補 助 金 所 要 額 C と D を比較して少ない方の額 (1,000 円未満の端数切捨) E	備考

(注) 補助基準額は240万円とします。

事業計画書

- ①事業の目的 (課題等を明確にした上で記載してください)
- ②事業の概要 (詳細は別欄に記載してください)
- ③期待される事業効果(事業の成果、波及効果などを記載してください)

④事業の詳細、実施方法、実施スケジュール

事業名	事業の詳細	実施予定日	実施場所	参加予定人数

※ 団体等の年間事業全体ではなく補助対象となる事業のみを記入してください。

収 支 予 算 書

○収入の部 単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

○支出の部 単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

- ※ 団体の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。
- ※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」に掲げる科目を記入してください。

第 号 令和2年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則 及び山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のと おり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和2年 月 日付けで申請のあった、標記事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費

円

補助金の交付決定額

円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)補助事業の内容等を変更しようとする場合、事前に事業変更承認申請書(第3号様式)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(補助金の交付の目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額に影響を及ぼさない範囲の変更をいう。)はこの限りでない。
- (2)補助事業を中止し又は廃止する場合は、事前に事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を提出して知事の承認を受けなければならない。

- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2)補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4)補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日(廃止の承認を受けた場合はその承認の日)から起算して一 箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定め る書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年 間、整備保管しておかなければならない。

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名
 ⑩

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、 次の理由により事業計画を変更したいので、山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交 付要綱第6条第1号の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添 付すること。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名
 ⑩

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定(変更決定)のあったこのことについて、この事業計画を中止(廃止)したいので、山梨県フードドライブ促進強化事業 費補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) の時期

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所 団体名 氏 名

(EI)

財産処分承認申請書

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次の とおり処分したいので、山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付要綱第7条第2項 に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、 山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- (1) 事業報告書(様式第6号の2)
- (2) 収支決算書(様式第6号の3)
- (3) その他添付書類

事業報告書

事業名	事業の詳細	実施年月日	実施場所	参加人数
◇事業の成果及び	一			

[※] 実施状況がわかる写真等を添付してください。

収 支 決 算 書

○収入の部 単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合計				

○支出の部 単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
	7 31 100 (2.27		DVJI BX - 1 JW	7317(17)(2)
合計				

※ 領収書等支出証拠書類や作成した資料の写し等を添付してください。

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

殿

山梨県知事

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、山梨県補助金等交付 要綱及び山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に より、次のとおりその額を確定したので通知する。

補助金の額は次のとおりである。

補助金の額 金 円概算払の額 金 円精算額 金 円

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名
 ⑩

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払い請求額

円

2 内 訳

補助金交付 決 定 額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額	備考

- 3 概算払いの理由
- 4 支払い方法
- (1) 銀行名 銀行 支店
- (2) 預金種別 (当座・普通)

フリガナ

- (3) 口座名義
- (4) 口座番号 No.

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名

令和2年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

山梨県フードドライブ促進強化事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、 次のとおり報告します。

- 1. 補助金額(交付要綱第11条第1項による額の確定額) 円
- 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額
- 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4. 補助金返還相当額(3.-2.) 円
- (注) 別紙として積算の内訳を添付すること。